

社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会会員規程

制 定 平成 5 年 4 月 1 日
最新改正 平成 29 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 33 条第 3 項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(正会員)

第 2 条 正会員は、次に掲げる会員をもって構成する。なお、正会員は別表に定める会費を毎年度納めなければならない。

- (1) 第 1 種会員 公私社会福祉事業施設及び団体
- (2) 第 2 種会員 民生委員・児童委員
- (3) 第 3 種会員 地区社会福祉協議会
- (4) 第 4 種会員 自治会・町内会
- (5) 第 5 種会員 障害者団体等当事者団体
- (6) 第 6 種会員 ボランティア団体及び市民活動団体等
- (7) 第 7 種会員 その他社会福祉に関係ある団体
- (8) 第 8 種会員 社会福祉関係行政機関
- (9) 第 9 種会員 学識経験者

(賛助会員)

第 3 条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

- (1) 法人・団体会員
- (2) 個人会員

(正会員の権利)

第 4 条 正会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 各年度の予算、決算、事業計画及び事業報告を受けること
- (2) 本会の発行する機関紙、パンフレット等を得ること
- (3) 本会の実施する大会、研修会に参加すること
- (4) 役員等に選出される資格を有すること

(会費)

第 5 条 正会員は、評議員会の定めるところにより、毎年度会費を納めなければならない。

2 前項で定める会費は、年度の中途にあつて入会及び退会する場合であっても月割り計算は行わないものとする。

(入会)

第6条 第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種及び第7種正会員として入会しようとするときは、申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 第8種及び第9種会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には退会したものとする。

- (1) 本人から申出があった場合
- (2) 会員たる資格を失った場合

(除名)

第8条 会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会の議決を経て除名することができる。ただし、この場合理事会の開催日5日前までにその旨を該当会員に文書をもって通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(委任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月23日から施行する。

別 表

種 別	会 費 (円)	構 成
第 1 種会員	10,000	公私社会福祉事業施設及び団体
第 2 種会員	2,000	民生委員・児童委員
第 3 種会員	5,000	地区社会福祉協議会
第 4 種会員	2,000	自治会・町内会
	@30	1世帯
第 5 種会員	5,000	障害者団体等当事者団体
第 6 種会員	5,000	ボランティア団体
第 7 種会員	5,000	その他社会福祉に関係ある団体
第 8 種会員	免 除	社会福祉関係行政機関
第 9 種会員	5,000	学 識 経 験 者
賛 助 会 員	5,000	法 人 ・ 団 体 / 1 口
	2,000	個 人 / 1 口